

**EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）による
関税引き下げの見通しと主要点**

2017年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）の交渉は、2012年6月に始まった。EUとベトナムは、2015年8月に大筋合意に到達。その後、協定のテキスト案の最終的な意見調整の後、同年12月に最終合意を発表していた。欧州委員会は2016年2月に、合意したEVFTAのテキスト案の全文を公表し、同年6月には企業向けのガイダンス文書¹を発表。同協定の適用開始に向けた準備が着々と進められている。

本レポートでは、同FTAが定めるEUとベトナム間の貿易の主要品目に関する関税率の引き下げ・撤廃スケジュール、および原産地規則を取りまとめた。加えて、EUの通商政策の新機軸として注目される、従来の投資家対国家の紛争解決（ISDS）制度に代わる、常設の投資裁判所制度（ICS）や、農産品の地理的表示（GI）の保護など、EVFTAにおいて注目されるポイントについて概説した。

目次

1. 関税率の引き下げ・撤廃スケジュール	
(1) 概要	1
(2) ベトナムの輸入関税率	3
(3) EUの輸入関税率とベトナムのEU向け輸出税率	10
2. 原産地規則	
(1) 農産品・水産品	17
(2) 工業製品	18
3. EU・ベトナムFTAの特色	
(1) 投資家対国家の紛争解決手続き	21
(2) 農産品の地理的表示の保護	22
(3) 公共調達市場へのアクセス	23
(4) 産業団体の見解	24

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/june/tradoc_154622.pdf

EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）の交渉は、2012年6月に始まった。EUとベトナムは14回の交渉会合を経て、2015年8月に大筋合意した。その後、協定のテキスト案の最終的な意見調整の後、EUとベトナムは2015年12月に最終合意を発表した。欧州委員会は、合意したEVFTAのテキスト案の全文を2016年2月に公表している²。なお、EVFTAの発効に先立ち、EUとベトナム、双方で署名・批准の手続きが必要となる。

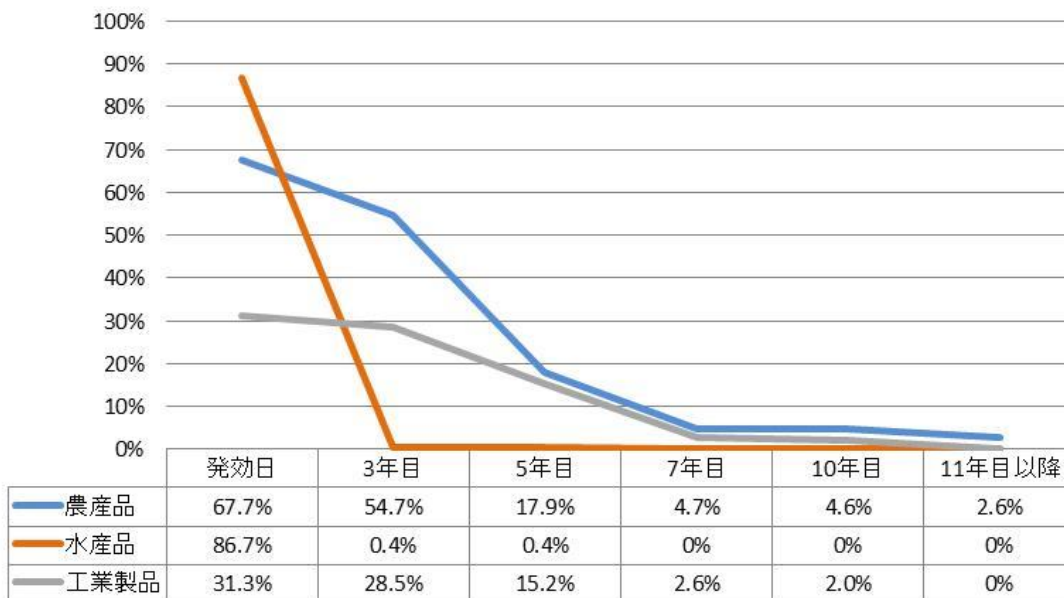
1. 関税率の引き下げ・撤廃スケジュール

(1) 概要

① 関税撤廃の全体概要

EVFTAにより、ベトナムは協定発効日に、EUの対ベトナム輸出額の65%に対する輸入関税を即時に撤廃し、残りについては一部商品を除いて10年以内に段階的に撤廃する。一方、EUはベトナムの対EU輸出額の71%に対する輸入関税を即時に撤廃し、残りについては一部を除いて7年間で段階的に撤廃し、最終的に99%を撤廃する³。図1にベトナム側で関税の対象となるEU産の農産品、水産品、工業製品の割合を金額ベースで示す。図2にEU側で関税の対象となるベトナム産の農産品、農産加工品、水産品、工業製品の割合を示す。

図1： ベトナムにおける対EU産品の関税課税の状況（品目別・金額ベース）

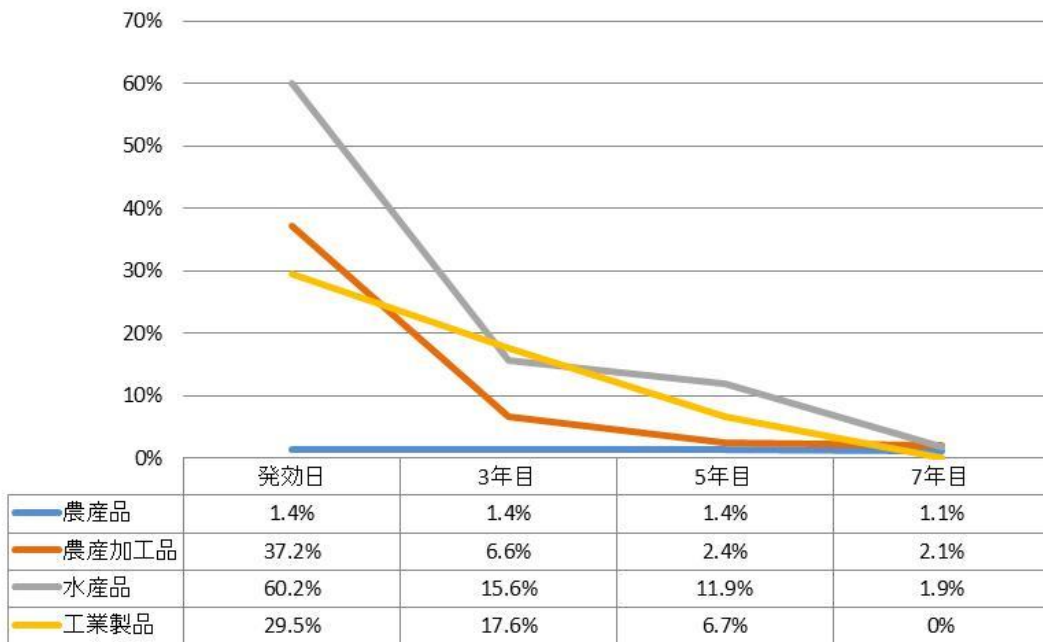


（出所）：“Guide to the EU-Vietnam Free Trade Agreement” Delegation of the European Union to Vietnam, 7 June 2016 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/june/tradoc_154622.pdf

² <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437>

³ “Guide to the EU-Vietnam Free Trade Agreement” Delegation of the European Union to Vietnam, 7 June 2016 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/june/tradoc_154622.pdf

図 2： EU における対ベトナム産品の関税課税の状況（品目別・金額ベース）



（出所）：“Guide to the EU-Vietnam Free Trade Agreement” Delegation of the European Union to Vietnam, 7 June 2016

なお、ベトナムが課している EU 向け輸出品に対する輸出税については、多くの商品は 10 年、12 年または 15 年で段階的に引き下げて撤廃するか、または 10 年、12 年、15 年の据え置き後に撤廃する。ただし、一部の商品については、10%または 20%の輸出税が残ることになる⁴。

② 関税引き下げのスケジュール⁵

関税の引き下げ・撤廃のスケジュールは個別品目ごとに細詳に定められており、一部の品目を除いて、次の 7 つの撤廃区分に分類される。即時撤廃される品目以外は、基本的に、協定の発効時点を 1 年目として、関税を基準税率から均等に 1 年に 1 回引き下げて、定められた年数で撤廃することになっている。

- 撤廃区分 A：協定の発効時に即時に関税を撤廃する。
- 撤廃区分 B3：発効時点を含めて 4 年目（発効から 3 年後）まで 4 回の毎年均等な引き下げを行い、撤廃する。
- 撤廃区分 B5：発効時点を含めて 6 年目（発効から 5 年後）まで 6 回の毎年均等な引き下げを行い、撤廃する。
- 撤廃区分 B7：発効時点を含めて 8 年目（発効から 7 年後）まで 8 回の毎年均等な引き下げを行い、撤廃する。
- 撤廃区分 B9：発効時点を含めて 10 年目（発効から 9 年後）まで 10 回の毎年均等な引き下げを行い、撤廃する。ベトナム側の引き下げのみに適用される。

⁴ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-d Elimination and/or reduction of export duties” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154202.pdf

⁵ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c Reduction and/or elimination of customs duties” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154199.pdf

- 撤廃区分 B10：発効時点を含めて 11 年目（発効から 10 年後）まで 11 回の毎年均等な引き下げを行い、撤廃する。
- 撤廃区分 B15：発効時点を含めて 16 年目（発効から 15 年後）まで 16 回の毎年均等な引き下げを行い、撤廃する。ベトナム側の引き下げのみに適用される。

EVFTA の最終テキスト案に示された EU のベトナム向け主要輸出品目に課されるベトナムの輸入関税率と、EU のベトナムからの主要輸入品目に課される EU の輸入関税率、およびベトナムの EU 向け輸出税率を、以下に示す。主要品目は、相手側からの輸入金額が多い品目⁶、および EU 側が交渉の成果として強調している分野（アルコール飲料、自動車部品、食肉など）⁷の中から選出した。また、撤廃区分は、前述の「A～B15」の分類を用い、スケジュールは「発効から何年後」で表記した。

(2) ベトナムの輸入関税率

EU のベトナム向け主要輸出品目に課される、ベトナムの輸入関税率の撤廃区分を協定の譲許表⁸を基に示す。なお、EU からベトナムへの輸出金額の 14%を占める航空機（2015 年）は、航空機およびその部分品の輸入関税率がすでに 0%のため、以下に取り上げる対象品目から除外した。

① 乗用車

乗用車（8703）⁹の現行の 78%の基準税率は、協定発効時を含めて 11 回にわたり毎年均等に引き下げられ、発効から 10 年後に撤廃される。ただし、大型車（ガソリン車ではシリンダー容積 3,000cc 超、ディーゼル車ではシリンダー容積 2,500cc 超）については、10 回にわたり毎年均等に引き下げ、9 年後に撤廃される。

⁶ “European Union, Trade in goods with Vietnam” European Commission, 4 November 2016
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113463.pdf

” Guide to the EU-Vietnam Free Trade Agreement”

⁷ “Memo: EU and Vietnam reach agreement on free trade deal” European Commission, 4 August 2015
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/august/tradoc_153674.pdf

” Guide to the EU-Vietnam Free Trade Agreement”

⁸ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154201.pdf

⁹ 品目の後に括弧付きで示す 4 桁、6 桁、または 8 桁の数字は関税番号（HS/CN コード）

表 1：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——乗用車

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
乗用車(ガソリン車): シリンダー容積 3,000cc 以下 (8703.21、8703.22、8703.23)	78%(救急車は 15%)	B10
: シリンダー容積 3,000cc 超 (8703.24)	74%(救急車は 15%、四輪駆動車は 68%)	B9
乗用車(ディーゼル車): シリンダー容積 2,500cc 以下 (8703.31、8703.32)	78%(救急車は 15%)	B10
: シリンダー容積 2,500cc 超 (8703.33)	78%(救急車は 15%)	B9
その他の乗用車(電気自動車)(8703.90)	78%	B10

(出所): EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

② 貨物自動車

貨物自動車(8704)は、車両総重量が45トンを超える貨物自動車の関税はすでに0%だが、これを除くと関税の撤廃は協定の発効から10年後となる。

表 2：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——貨物自動車

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
ダンプカー(不整地走行用に設計したもの)(8704.10)		
: 車両総重量 45トン以下	10%~65%	B10
: 車両総重量 45トン超	0%	A
ディーゼル車(8704.21、8704.22、8704.23)		
: 車両総重量 5トン以下	15%(68%*)	B10
: 車両総重量 5トン超 6トン以下	15%(50%*)	
: 車両総重量 6トン超 20トン以下	15%(50%**、30%**)	
: 車両総重量 20トン超 45トン以下	15%(20%*)	
: 車両総重量 45トン超	0%	A
ガソリン車(8704.31、8704.32)		
: 車両総重量 5トン以下	15%(68%*)	B10
: 車両総重量 5トン超 6トン以下	15%(68%*)	
: 車両総重量 6トン超 20トン以下	15%(50%*)	
: 車両総重量 20トン超 24トン以下	15%(50%、30%**)	
: 車両総重量 24トン超 45トン以下	10%または 15%	
: 車両総重量 45トン超	0%	A
その他(ディーゼル・ガソリン車除く)(8704.90)		
: 車両総重量 45トン以下	15%~68%	B10
: 車両総重量 45トン超	0%	A

(注): *冷蔵車、ごみ収集車、タンクローリー、装甲車、フックリフト車を除く「その他車両」

**「その他車両」のうち、6トン超 10トン以下は 50%、10トン超 20トン以下は 30%

(出所): EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

③ 自動車部品

乗用車、貨物自動車に加え、トラクター、10人以上(運転手含む)の輸送用自動車、特殊用途自動車を含めた自動車部品(8708)については、協定の発効時を含めて8回にわたり関税率を毎年均等に引き下げ、発効から7年後に撤廃する。現行の自動車部品の基準税率の大部分は10%、15%、20%、25%だが、一部に5%または7%の税率が適用されている。

④ 機械類

原子炉、ボイラー、機械類、およびそれらの部品（関税番号第 84 類）は、すでに関税率が 0% の品目も多い。それ以外の品目の関税率は 3%～35% で、協定発効後の関税引き下げのスケジュールは、品目によって即時撤廃、3 年後、5 年後、7 年後、10 年後となっている。関税が撤廃されていない主要な品目について、基準税率と引き下げ・撤廃のスケジュールを表 3 に示す。

表 3：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——機械類の主要品目

品目の内訳	基準税率(税率 0%を除く)	撤廃区分
蒸気発生ボイラー(8402)	3%	A
ピストン式火花点火式内燃機関(8407)	5%、18%、20%、25%、30%、32%、45%、50%	B7・B10
ディーゼルエンジン(8408)	3%、10%、15%、20%、22%、25%	B7・B10
エンジンの部分品(8409)	3%、10%、15%、27%	B7
液体ポンプ、液体エレベーター(8413)	3%、5%、10%、20%	A・B3・B5
気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、およびファンなど(8414)	5%、10%、15%、17%、20%、25%、30%	B5
エアコンディショナー(8415)	3%、5%、17%、20%、25%、30%	A・B5
冷蔵庫、冷凍庫(8418)	3%、5%、10%、12%、20%、25%、35%	A・B5
遠心分離機、液体または気体のろ過機、清浄機(8421)	5%、10%、15%、18%	B5・B7
重量測定機器、分銅(8423)	3%、5%、7%、15%、20%	A・B5
持ち上げ用、荷扱い用、積み込み用または荷卸し用の機械(8428)	5%、10%	B5
農業用・園芸用・林業用の機械(8432)	5%、20%	B5
収穫機、脱穀機、草刈り機など(8433)	5%	B5
飲食料品の調整業や製造業用の機械(8438)	3%	A
家庭用・営業用の洗濯機(8450)	3%、25%	A・B5
コック、弁、これに類する物品(8481)	3%、5%、10%、15%、20%	A・B5
玉軸受、ころ軸受(8482)	3%	A
ギヤボックス、その他変速機など(8483)	3%、5%、10%、15%、20%	B5・B7
ガスケット、その他ジョイント(8484)	3%	A

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

⑤ 医薬品

医薬品、および免疫血清、ワクチンなど（第 30 類）は、すでに関税率が 0% のものが多く、残りの品目に適用されている関税率は、5% または 8% である。いずれも発効時から 6 回または 8 回の毎年均等な引き下げにより、5 年後または 7 年後に撤廃される。

表 4：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——医薬品

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
血液血清、その他血液分画物、免疫産品（3002.10）、人用ワクチン（3002.20）、動物用ワクチン（3002.30）	0%	A
アモキシシリン含有の薬剤、アンピシリン含有の薬剤（投与量にしている、小売用の形状・包装でない）（3003.1010、3003.1020）	8%	B7
アモキシシリンやアンピシリンを含有する薬剤（投与量にしたもの、小売用の形状・包装にしたもの）（3004.1016）	8%	B7
その他の抗生物質を含有する薬剤（投与量にしたもの、小売用の形状・包装にしたもの）（3004.20）	0%、5%	A・B7
その他の医薬品で、投与量にしたものか小売用の形状・包装にしたもの（3004.39、3004.40、3004.50、3004.90）	0%	A
	5%	B5・B7

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

⑥ 有機化学品・各種の化学工業生産品

有機化学品（第 29 類）と化学工業生産品（第 38 類）については、すでにかかなりの品目について関税率が 0%となっており、3%または 5%の税率が適用される品目の大部分についても、協定の発効と同時に関税が即時撤廃される。最も高い基準税率は 20%で、これは酸素官能のアミノ化合物（2922）¹⁰の一部、および化学工業で生じる残留物や都市廃棄物、下水汚泥など（3825）に限られる。即時に撤廃されない関税についても、残留物や都市廃棄物、下水汚泥などを除く品目では、発効時を含めて 6 回にわたり毎年均等に引き下げ、発効から 5 年後に関税が撤廃される。表 5 に、発効後に関税が即時撤廃されない品目を示す。

¹⁰ 「アミノアルコールと、そのエーテルおよびエステル、並びにそれらの塩」などを含む。詳細は日本税関の品目分類事例などを参照。<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/organic-chemicals/2922.pdf>

表 5：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——主要な有機化学品・化学工業生産品

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
■有機化学品		
芳香族ポリカルボン酸とその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物、および過酸並びにこれらの誘導体のうち、 オルトフタル酸ジオクチル、オルトフタル酸ジノニルとオルトフタル酸・ジデシル、その他のオフトフタル酸エステル(2917.32、2917.33、2917.34)	10%	B5
アルコール官能のカルボン酸、その酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物並びに過酸とこれらの誘導体のうち、クエン酸、クエン酸の塩、およびエステル(2918.14、2918.15)	5%	B5
酸素官能のアミノ化合物—アミノ酸、およびそのエステル並びにこれらの塩—グルタミン酸、およびその塩(2922.42)	10%、20%	B5
環式アミドとその誘導体並びにこれらの塩の一部品目(2924.29)	3%、10%	A・B5
カルボキシイミド官能化合物とイミン官能化合物のうち、サッカリンとその塩(2925.11)	10%	B5
核酸とその塩並びにその他の複素環式化合物の一部品目(2934.99)	5、10%	B5
	5%	A
糖類と糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩、糖エステルの塩(2940.00)	3%	B5
抗生物質：ペニシリンとその誘導体、並びにその塩(2941.10)	5%、10%	B5
■各種の化学工業生産品		
耐火性セメント、モルタル、コンクリート、これらに類する配合品(3816.00)	5%	B3・B5
アシッドオイルで油脂の精製時に生じるものと工業用の脂肪性モノカルボン酸：ステアリン酸、オレイン酸(3823.11、3823.12)	7%	A
	：トール油脂肪酸、その他のもの(3823.13、3823.19)	10%
鋳物用の鋳型・中子の調整粘結剤、化学工業で生産される化学品と調整品：セメント用、モルタル用またはコンクリート用の調整添加剤(3824.40)	5%	B5
	：その他のもの(3824.90)	5%、15%
化学工業で生じる残留物、都市廃棄物、下水汚泥、その他廃棄物(3825)	20%	B10

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

⑦ 発電機

電気機器（第 85 類）のうち、EU からベトナムへの輸出額が多い発電機について、現行の関税（5%、10%、20%）は、すべて協定の発効時から 6 回にわたり毎年均等に引き下げられ、発効から 5 年後に撤廃される。

表 6：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——発電機

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
直流発電機(原動機とセットでないもの)：出力 750W 以下(8501.31)	20%	B5
：出力 750W 超 37.5kW 以下(8501.32)	10%	B5
：出力 37.5kW 超 75kW 以下(8501.32)	5%	B5
：出力 75kW 超 375kW 以下(8501.33)	0%	A
：出力 375kW 超(8501.34)	0%	A
交流発電機(原動機とセットでないもの)	20%	B5
：出力 12.5kVA 以下、12.5kVA 超 75kVA 以下(8501.61)	20%	B5
：出力 75kVA 超 150kVA 以下、150kVA 超 375kVA 以下(8501.62)	7%	B5
：出力 375kVA 超 750kVA 以下(8501.63)、750kVA 超(8501.64)	0%	A
発電機(ディーゼルエンジンとセットにしたもの)：出力 75kVA 以下(8502.11)	15%	B5
：出力 75kVA 超 125kVA 以下、125kVA 超(8502.12)	10%	B5
：出力 12,500kVA 以上、その他(8502.13)	5%	B5
発電機(ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたもの)：出力 75kVA 以下(8502.20)	20%	B5
：出力 75kVA 超 100kVA 以下、100kVA 超 10,000kVA 以下、12,500kVA 以上、その他(8502.20)	10%	B5
発電機(原動機とセットにしたもの：風力式)：出力 10,000kVA 以下、10,000kVA 超(8502.31)	0%	A
その他発電機(原動機とセットにしたもの)(8502.39)、電気ロータリーコンバーター(8502.40)	0%	A
発電機(原動機とセットでないもの)と発電機(原動機とセットにしたもので出力 10,000kVA 以上)の部分品、その他発電機の部分品(8503.00)	5%	B5

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

⑧ 医療機器・測定機器・光学機器

医療機器(9018～9022)は、すでに関税率が 0%で、測定・分析機器(9024～9032)も一部品目を除き 0%が適用されている。この分野では、写真機器(9006)や測定機器の一部、眼鏡レンズ(9001.40)などの税率が 5%～25%となっているが、これらも即時撤廃されるものが多い。10%以上の税率の品目でも、発効時を含めて 4 回の毎年均等な引き下げにより、3 年後には撤廃され、これより移行期間が長い品目はない。段階的に引き下げられる品目は以下の通りである。

表 7：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——医療機器・測定機器・光学機器

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
眼鏡のフレームとその部分品(9003)	10%	B3
視力矯正用眼鏡、保健用眼鏡、その他の眼鏡(9004)	20%	B3
写真機と写真用せん光器具・せん光電球(一部製品を除き関税が適用されている)(9006)	10%、15%、20%、25%	B3
はかり(感量が 50 ミリグラム以内のもの)(9016.00)	10%	B3
気体用、液体用、電気用の積算計器とその検定用計器	10%	B3
：ガス用計器、液体用計器(9028.10、9028.20)	10%	B3
：電気用計器(9028.30)	25%	B3
積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計、これらに類する物品(9029.10)	20%	B3
速度計、回転速度計、ストロボスコープ：電気式のもの(9029.2010)	20%	B3

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

⑨ アルコール飲料

現在、アルコール飲料（第 22 類）には高関税が課せられているが、ビールを除くアルコール飲料に対する関税は、いずれも協定の発効時を含めて 8 回にわたり毎年均等に引き下げ、撤廃される。ビールに対する関税は、11 回にわたり引き下げられるが、発効時から 4 年後までの 5 回の引き下げ幅は合計 6 ポイントに抑えられ、その後の 5 回で合計 18 ポイント、最後の 1 年で 11 ポイント引き下げて関税を撤廃する。

表 8：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——アルコール飲料

品目の内訳							基準税率		撤廃区分	
ぶどう酒(強化ぶどう酒を含む、生鮮ぶどうから製造したもの) (2204.10、2204.21、2204.29)							50%		B7	
その他のぶどう搾汁(2204.30)							55%		B7	
ベルモットその他のぶどう酒(生鮮ぶどうから製造し、植物または芳香性物質で香味を付けたもの)(2205)							55%		B7	
その他発酵酒(りんご酒、なし酒など)、発酵酒とアルコールを含まない飲料との混合物、発酵酒の混合物(2206.00)							55%		B7	
ブランデー、ウイスキー、ラム酒、ジンとジュネヴァ、ウォッカ、リキュールとコーディアル、その他(2208)							48%		B7	
ビール(2203.00)							35%		発効から 10 年後(下表参照)	
発効時	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	6 年後	7 年後	8 年後	9 年後	10 年後
34%	33%	32%	30%	29%	25%	22%	18%	15%	11%	0%

(出所): EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

⑩ 食肉

ベトナムの食肉（第 2 類）に対する関税率は高く、特に家禽類は最大 40%となっている。協定では、牛肉、羊肉・山羊肉の関税は、4 回の毎年均等な引き下げにより発効から 3 年後に撤廃されるが、その他の品目については、関税の引き下げが 6 回、8 回、10 回、11 回と長期にわたるものもある。関税が撤廃されるのは、豚肉については発効から 9 年後、鶏肉については 10 年後となる。

表 9：ベトナムの対 EU の関税引き下げ——食肉

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
牛肉：生鮮のもの、冷蔵したもの(0201)	14%、20%、30%	B3
：冷凍したもの(0202)	14%、20%	B3
豚肉(0203)：生鮮のもの、冷蔵したもの	25%	B9
：冷凍したもの	15%	B7
羊肉・山羊肉(生鮮のもの、冷蔵したもの)(冷凍したもの)(0204)	7%	B3
食用のくず肉(0206)：牛	8%	B10
：豚	8%	B9
：その他	10%	B10
家禽の肉・食用くず肉(0207)：鶏	40%	B10
：鶏(分割したもの・くず肉で冷凍したもの)	20%	B10
：七面鳥	40%	B10
：七面鳥(分割したもの・くず肉で冷凍したもの)	20%	B10
：あひる	15%、40%	B10
：がちょう	15%、40%	B10
その他の肉・食用くず肉(うさぎ、霊長類、クジラ目、爬虫類、ラクダ科、その他)(0208)	5%、10%	B5・B7
家禽の脂肪・豚の脂肪(0209)	10%	B7
肉・くず肉(塩蔵、塩水漬け、乾燥、燻製したもの)(2010)	15%、20%	B7・B9・B10

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-ii Tariff schedule of Vietnam

(3) EU の輸入関税率とベトナムの EU 向け輸出税率

ベトナムの EU 向け輸出に課される EU の輸入関税率の協定発効後の引き下げ予定を、協定の譲許表¹¹を基に示す。原則として、ベトナムから EU への輸出金額が大きい品目を挙げたが、輸出額が多くない乗用車と貨物自動車も参考として含めた。

① 複写機

複写機(8443)の現行の関税率は 2.2%、3%、6%だが、0%の品目もある。部分品と付属品については、1.7%の税率も適用されている。全品目について、関税は協定の発効時点で即時撤廃される。

¹¹ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154200.pdf

表 10：EU の対ベトナムの関税引き下げ——複写機

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
印刷、複写、ファクシミリ送信のうち2つ以上の機能を有する機械(自動データ処理機械、またはネットワークに接続できるもの)(8443.31)		
デジタル複写を主たる機能とし、スキャンし静電プリンターで印刷する機械(8443.3120)	2.2%	A
その他の機械(8443.3180)	0%	A
その他の自動データ処理機械、またはネットワークに接続できる機械(8443.32)		
複写機能を持ち、スキャンして静電プリンターで印刷する機械(8443.3291)	6%	A
光学システムを統合する複写機能を持つその他の機械(8443.3293)	0%	A
その他の機械(8443.3299)	2.2%	A
その他のもの(8443.39)		
複写機能を持ち、スキャンして静電プリンターで印刷する機械(8443.3910)	6%	A
その他の複写機(8443.3931、8443.3939、8443.3990)	0%、2.2%、3%	A
部分品・付属品(8443.91)	0%、1.7%	A

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

② 電話機・通信機器

電話機・通信機器(8517)の関税率は、一部の品目を除いてすでに0%となっている。

表 11 の一部品目については、9.3%の税率を4回の毎年均等な引き下げにより撤廃する。部分品については、現在、関税が課せられている品目も、協定の発効時点で即時撤廃される。

表 11：EU の対ベトナムの関税引き下げ——電話機・通信機器

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用含む)とその他機器(音声、画像その他データを送受信するもので有線または無線回線網用の通信機器含む)		
電話機：コードレス送受信器付き有線電話機(8517.11)	0%	A
：携帯回線網用その他の無線回線網用電話(8517.12)	0%	A
：その他電話(8517.18)	0%	A
その他の機器		
基地局(8517.61)	0%	A
音声、画像その他データを受信、変換、送信、再生するための機械(スイッチング機器やルーティング機器含む)(8517.62)	0%	A
その他—無線電話・無線通信の受信機(8517.69)：ポータブル受話器	0%	A
：その他	9.3%	B3
部分品(8517.70)		
無線電話・無線通信アンテナ	0%	A
ポータブル受話器または自動車据付け機器用伸縮式アンテナ	5%	A
その他	3.6%	A

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

③ データ処理機器・事務用機器

パソコンを含めたデータ処理機器(8470、8471)の関税率はすでに0%で、事務用機器(8472)についても2%または2.2%と税率が低い。いずれも協定の発効時点で即時撤廃される。

表 12：EU の対ベトナムの関税引き下げ——データ処理機器・事務用機器

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
計算機、データを記録・再生・表示するポケットサイズの計算機能付き機器、会計機、郵便料金計機、切符発行機、その他これらに類する計算機能を持つ機械と金銭登録機(8470)	0%	A
自動データ処理機械とこれを構成するユニット、磁気式または光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械と符号化したデータを処理する機械(8471)	0%	A
その他の事務用機器(8472)		
謄写機(8472.10)	2%	A
郵便物の分類用、折畳用、封入用、帯かけ用、開封用、封止用、封印用の機械、郵便切手の貼付用、消印用機械(8472.30)	2.2%	A
現金自動預け払い機(ATM)(8472.9030)	0%	A
その他の機器(8472.9070)	2.2%	A
部分品・付属品(8473)	0%、3%	A

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

④ 衣類・衣類付属品

衣類・衣類付属品は、「メリヤス編みまたはクロセ編みのもの」(第 61 類)、「それを除くもの」(第 62 類)の 2 つに分類されるが、EU は大部分の品目に 12%の関税率を適用している。例外は、乳児用衣類(6111、6209)の一部品目に適用される 10.5%、トラックスーツやスキースーツなど(メリヤス編みまたはクロセ編み)(6112)の一部品目の 8%、女性下着など(6212)の 6.5%、手袋やショール、マフラー、ネクタイなど衣類付属品(6116、6117、6214～6217)の 6.3%～8.9%などとなっている。

関税の引き下げ・撤廃は、品目、さらに、同じ品目でも素材(人造繊維、綿、羊毛など)により、即時撤廃、4回、または6回、8回の毎年均等な引き下げが細かく定められている。そのため、全品目の関税が撤廃されるのは、協定発効の7年後となる。即時撤廃が限られる主な品目を表 13 に示す。

表 13 : EU の対ベトナムの関税引き下げ——主な衣類・衣類付属品

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
メリヤス編みまたはクロセ編みの衣類・衣類付属品		
男子用・女子用のオーバーコート、ケープ、ウインドジャケットなど(6101、6102)	12%	A・B3・B5
男子用・女子用のスーツ、ジャケット、ブレザー、ドレス、ズボンスカートなど(6103、6104)	12%	A・B3・B5
男子用のシャツ(6105)	12%	A・B5
女子用のスリッパ、ブリーフ、パンティ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンなど(6108)	12%	A・B3・B5
Tシャツ、シングレット、これに類する肌着(6109)	12%	B5
ジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストなど(6110)	10.5%、12%	B5
トラックスーツ、スキースーツ、水着(6112)	8%、12%	A・B3
メリヤス編みまたはクロセ編を除く衣類・衣類付属品		
男子用・女子用のオーバーコート、ケープ、アノラック、ウインドジャケットなど(6201、6202)	12%	B5・B7
男子用・女子用のスーツ、ジャケット、ブレザー、ドレス、ズボンスカートなど(6203、6204)	12%	A・B3・B5・B7
男子用のシャツ(6205)	12%	B5・B7
女子用のブラウス、シャツ、シャツブラウス(6206)	12%	A・B3・B5
男子用のシングレットとこれに類する肌着、パンツ、ブリーフ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンなど(6207)	12%	A・B5
乳児用の衣類・衣類付属品(6209)	10.5%	A・B5
トラックスーツ、スキースーツ、水着、その他の衣類(6211)	12%	A・B3・B5
ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダーなど(6212)	6.5%	B5
ショール、スカーフ、マフラー、ベールなど(6214)	8%	A・B5

(出所) : EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

⑤ 靴製品

靴製品（第 64 類）に対する EU の関税は比較的高く、品目によって 16.8%、16.9%、17%のもの、8%または 5%のものに分かれる。約 17%の税率が適用されている品目の関税の多くは、発効時点で撤廃される。それ以外の品目は、協定の発効時を含めて 4 回、6 回、8 回の毎年均等な引き下げが行われ、全品目について関税が撤廃されるのは、発効から 7 年後となる。

表 14：EU の対ベトナムの関税引き下げ——靴製品

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
防水性の履物(本底と甲がゴム製またはプラスチック製)(6401)	17%	A
その他の履物(本底と甲がゴム製またはプラスチック製)(6402)		
スポーツ用履物(6402.12、6402.19、6402.20)	16.9%、17%	A
その他の履物(6402.91、6402.99)	16.8%、16.9%、17%	A
履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製、コンポジションレザー製で甲が革製)(6403)		
スポーツ用:スキーブーツ、スノーボードブーツ(6403.12)	8%	B3
スポーツ用:その他(6403.19)	8%	A
本底が革製、革製のストラップが足の甲と親指周りにかかるもの(6403.20)	8%	B3
その他履物で保護用の金属製トーキャップがある(6403.40)	8%	B3
その他履物で本底が革製(6403.51、6403.59)	8%	B7
	5%(一部品目)	A
その他履物(6403.91、6403.99)	5%、7%(一部品目)	B3・B5・B7
	8%	
履物(本底がゴム製かプラスチック製で甲*が紡績用繊維製)		
：スポーツ用(6404.11)	16.9%	A
：スリッパ、室内履き(6404.1910)	16.9%	B3
：その他の履物(6404.1990、6404.20)	17%	A・B3
その他の履物(6405)	17%	B5
	3.5%、4%	A
履物の部分品、取り外し可能な中敷き、ヒールクッションとそれらに類する物品、ゲートルやレギンスとそれらに類する物品と部分品(6406)	3%	A

*: 履物の底以外の上部

(出所): EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

⑥ 木材・木材製品・木製家具

木材・木材製品(第44類)・木製家具(第94類)のうち、木材(4403~4407)については、EUではほとんどの関税率が0%で、残りの関税も2%、2.5%と低く、協定の発効時に撤廃される。木製家具についても、関税率が0%~5.6%で、協定発効時に撤廃される。化粧張り用板や合板、木製ケース・木製包装容器、木製工具、木製建具・建築用木工品など木材製品(4408~4421)では、関税率は0%~10%で、低税率の品目は、協定発効時に関税が撤廃される。それ以外の主要品目の関税スケジュールを表15に示す。いずれも発効時を含めて6回の毎年均等な引き下げにより、発効から5年後に関税が撤廃される。

表 15：EU の対ベトナムの関税引き下げ——木材製品

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード(OSB)その他これに類するボード(4410)	7%	B5
繊維版(木材その他の木質材料のもの)(4411)	7%	B5
合板、ベニヤドパネル、その他これらに類する積層木材(4412)	7%、10%	B5
	6%	B3

(出所): EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

⑦ 革製品・帽子・傘など

旅行用バッグやハンドバッグ、各種ケース（以上 4202）、衣類・衣類付属品（4203）などの革製品には、現行では関税率 0%の品目はなく、1.7%～9.7%の税率が適用されている。全ての品目について協定の発効時に関税が撤廃される。帽子とその部分品（第 65 類）については、一部の帽子の関税率が 0%のほか、2.7%または 5.7%の税率が適用されている。このうち 2.7%の関税は、協定の発効時に撤廃されるが、5.7%の税率が適用されている品目は、協定の発効時を含めて 6 回の毎年均等な引き下げにより発効から 5 年後に撤廃される。傘や杖などとその部分品（第 66 類）については現在、関税率が 0%の品目はなく、2.7%～5.2%の税率が適用されているが、協定の発効時に全品目の関税が撤廃される。

⑧ 水産品

水産品（第 3 類）に対する EU の関税率は品目別に細かく定められており、0%の品目は限られている。最低の 2%から 5.5%、6%、6.1%、7.5%、8%、9%と小刻みな税率が設定され、最大は 26%である。協定での関税引き下げ・撤廃スケジュールも品目別に細かく定められ、即時撤廃する品目もかなりあるものの、それ以外の品目には、4 回または 6 回、8 回の毎年均等な引き下げが適用される。ベトナムからの水産品の輸出で主力品目であるエビについて表 16 に示した。

表 16：EU の対ベトナムの関税引き下げ——水産品（えび）

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
■冷凍したもの		
いせえび、いせえび科のえび(0306.11)：くん製したもの	20%	B5
：その他	12.5%	A
ロブスター(ホマルス属のもの)(0306.12)：くん製したもの	20%	B5
：その他	6%、16%	B3・B5
シュリンプとプローン(コールドウォーターシュリンプとコールドウォータープローン以外)(0306.17)：くん製したもの	20%	A
：その他	12%、18%	A・B5
甲殻類の粉、ペレットなどその他のもの(0306.19)：くん製したもの	20%	B5
：その他	7.5%、12%	A
■冷凍していないもの		
いせえび、いせえび科のえび(0306.21)：くん製したもの	20%	B5
：その他	12.5%	A
ロブスター(ホマルス属のもの)(0306.22)：くん製したもの	20%	B3
：その他	8%、10%	A
シュリンプとプローン(コールドウォーターシュリンプとコールドウォータープローン以外)(0306.27)：くん製したもの	20%	A
：その他	12%、18%	A・B5
甲殻類の粉、ペレットなどその他のもの(0306.29)：くん製したもの	20%	B5
：その他	7.5%、12%	A・B3

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

⑨ コーヒー

コーヒー（0901）に適用されている関税は、協定の発効時にすべて撤廃される。

表 17：EU の対ベトナムの関税引き下げ——コーヒー

品目の内訳	基準税率	撤廃区分
コーヒー(焙ったもの除く)		
カフェイン除いていないもの(0901.11)	0%	A
カフェイン除いたもの(0901.12)	8.3%	A
コーヒー(焙ったもの)		
カフェイン除いていないもの(0901.21)	7.5%	A
カフェイン除いたもの(0901.22)	9%	A
その他		
コーヒー豆の殻と皮(0901.9010)	0%	A
コーヒーを含有するコーヒー代用品(0910.9090)	11.5%	A

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c-i Tariff schedule of the EU

⑩ ナッツ・果物

ベトナムのナッツ・果物（第 8 類）の輸出の主力品目であるカシューナッツ（0801.2200）、マンゴー（0804.5000）、パパイヤ（0807.2000）に対する EU の関税率は、0%である。またドラゴンフルーツ、ライチ、ドリアンなど（0810.90）も 0%～8.8%の関税率が協定の発効時に即時に撤廃される。他のナッツについても、関税は即時に撤廃される。他の果物についても関税は即時に撤廃されるものが多いが、バナナ（0803.9010）については、2016 年の 1 トン当たり 120 ユーロの関税を段階的に引き下げ、2025 年以降は 75 ユーロとなる¹²。また、かんきつ類、ぶどう、りんご、梨、あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリン含む）、プラムなど（0805、0806、0808、0809）については、関税は即時に撤廃されるものの EU 市場への「参入価格」（一定価格を下回る農産品の輸入に対して、追徴的に課税する制度）はそのまま適用される。

⑪ 乗用車・貨物自動車

乗用車（8703）については、EU は 10%の関税を協定発効時から 8 回にわたり毎年均等に引き下げ、7 年後に撤廃する。貨物自動車（8704）については、10%または 22%の関税を乗用車と同様に段階的に引き下げ、7 年後に撤廃する。自動車部品（8708）は品目により 3%、3.5%、4.5%の関税率が適用されているが、これらは協定発効時に即時撤廃される。また、モーターサイクル（8711）については、シリンダー容積が 250cc 以下に適用される 8%の関税は協定発効時に即時撤廃されるが、シリンダー容積が 250cc を超えるものに適用されている 6%の関税は 6 回にわたり毎年均等に引き下げ、協定の発効から 5 年後に撤廃される。

⑫ ベトナムの輸出税の引き下げ¹³

ベトナムは、主に鉱物性生產品（第 25～27 類）、ゴム・ゴム製品（第 40 類）、原皮・革（第

¹² “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-c Reduction and/or elimination of custom duties” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154199.pdf

¹³ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 – Annex 2-d Elimination and/or reduction of export duties” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154202.pdf

41 類)、木材・木材製品 (第 44 類)、貴石・半貴石・貴金属 (第 71 類)、卑金属・卑金属製品 (鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、その他) (第 72、74～76、78～81 類) に輸出税を適用している。一部品目を除いて輸出税率は、最長で 15 年にわたり段階的に引き下げるか、または、一定期間は現行の税率で据え置いた上で引き下げられる。ただし、撤廃せずに、一定の輸出税率 (10%または 20%) まで引き下げて、これを維持する品目もある。

上記の①～⑩で取り上げた品目のうち、木材・木材製品に 5%、10%、20%の輸出税率が適用されている。品目別では「のこくず・くず木」(4401)、「木炭」(4402)、「木材(粗のもの)」(4403)、「たが材、木製のくい、木製の棒など」(4404)、「木製の鉄道用・起動用の枕木」(4406)、「木材(縦にひき、割り、平削り、丸はぎしたもので厚さ 6 ミリ超)」(4407)、「化粧ばり用単板、合板用単板など」(4408)、「縁や端、面に沿って、さねはぎ加工¹⁴、溝付けなどの加工を施した木材」(4409) がある。最終的には、木材・木材製品の全品目の輸出税が撤廃されるが、品目により協定発効時を含めて 11 回、毎年均等に引き下げるもの、発効から 5 年間は輸出税を据え置いて撤廃するもの、発効から 10 年間は据え置いて撤廃するものという 3 種類がある。

2. 原産地規則

EVFTA で定められた原産地規則について、前述の「1.輸入関税率の引き下げ・撤廃スケジュール」に挙げた物品について、以下に示す。合意した協定の最終テキスト案には、第 4 章の原産品の定義に関するプロトコール¹⁵の付属書がある。同付属書は、輸出品が原産品であることを満たすために必要な作業・加工工程を、関税番号 (HS コード) の分類別に示したリスト¹⁶となっている。これを基に各品目について、原産地以外の材料を使う場合に原産品と判断される基準を示す。

(1) 農産品・水産品

① アルコール飲料 (第 22 類)

当該製品の関税番号 (HS コードの上 4 桁/特記しない場合は以下同様) とエチルアルコール (2207 と 2208) に該当しない非原産品を材料とする製品であれば、原産地以外の材料を使用しても原産品として扱うことができる (関税番号が変更される加工が行われていればよい/CTH :

¹⁴ 2 枚の板の断面に、それぞれ溝と突起などを加工し、接続するための加工法。

¹⁵ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Chapter 4: Protocol concerning the definition of the concept of originating products and method of administrative co-operation”
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154205.%20institutional%20-%20for%20publication.pdf

¹⁶ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Annex 4-a: List of working or processing required to be carried out on non-originating materials in order for the product manufactured to obtain originating status” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154206.pdf

Change in Tariff Heading)。ただし、生鮮のぶどう、ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む）を材料とする場合は、完全生産品（原産地において完全に生産された製品、およびそれらを材料とする製品）を使用する必要がある。また、非原産の砂糖、およびHSコードの第4類（酪農品、鳥卵、天然はちみつ、および他の類に該当しない食用の動物性生産品）の製品を材料として使用する場合は、それぞれの重量が、最終製品の重量の20%を超えないこと。

② 食肉（第2類）

製造に使用される肉、および食用くず肉が、すべて完全生産品であることが原産品としての要件となる。

③ 水産品（第3類）

すべての魚、甲殻類、軟体動物、その他水棲無脊椎動物は、完全生産品であることが原産品としての要件となる。魚のフィレその他の魚肉（生鮮、冷蔵、冷凍）と乾燥・塩蔵・塩水漬けた魚やくん製した魚の材料、食用の魚粉・ミール・ペレットに使われる魚の材料、および乾燥・塩蔵・塩水漬けやくん製、蒸気などで調理した甲殻類・軟体動物・その他水棲無脊椎動物の材料、甲殻類・軟体動物・その他の水棲無脊椎動物の食品の粉・ミール・ペレットの材料も、すべて完全生産品であることが要件となる。

④ コーヒー（第9類-0901）

全ての関税番号の材料について、原産品と認められる。

⑤ ナッツ・果物（第8類）

製造に使用される食用の果実、ナッツ、かんきつ類の果皮、メロンの皮（HSコードの第8類の品目）が、すべて完全生産品であるとともに、使用する非原産の砂糖の重量が最終製品の重量の20%を超えないこと。

(2) 工業製品

① 乗用車・貨物自動車（第87類-8703、8704）

自動車・貨物自動車は、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の45%を超えない場合、原産品として扱うことができる。

② 機械類、複写機、データ処理機器・事務用機器（第84類）

原則として、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の70%を超えない場合は原産品として扱うことができる。ただし、表18に示した品目は異なる。

表 18：機械類の一部品目の原産地規則の基準

品目	原産品と認められる作業・工程
原子炉、原子炉用核燃料要素、同位体分離用機器(8401) ピストン式火花点火内燃機関(8407) ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン)(8408) フォークリフトトラック、持上げ用・荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック(8427)	製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 50%を超えないこと。
加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化の方法で材料を処理する機器、瞬間湯沸かし器・貯蔵式湯沸かし器(8419) 印刷、複写またはファクシミリ送信のうち 2 つ以上の機能を有する機械(自動データ処理機械またはネットワークに接続できるもの)(3443.31) コック、弁、その他これらに類する物品(8481)	当該製品の関税番号(上 6 桁)に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 70%を超えないこと。
玉軸受、ころ軸受(8482)	製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 40%を超えないこと。

(出所) : EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 -Annex 4-a

③ 発電機、電話機・通信機器 (第 85 類)

原則として、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 70%を超えない場合は、原産品として扱うことができる。ただし、一部物品については、例外がある。例えば、前述の「1.輸入関税率の引き下げ・撤廃スケジュール」で取り上げた発電機(表 6 参照)のうち「電動機、発電機、ロータリーコンバーター」(8501、8502)は、「当該製品の関税番号、および関税番号 HS8503 (電動機、発電機、ロータリーコンバーター用の部分品) に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 50%を超えないこと」となっている。

④ 医療機器・測定機器・光学機器 (第 90 類)

原則として、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 70%を超えない場合は、原産品として扱うことができる。ただし、「ガラス以外の材料の眼鏡用レンズ」(9001.50)については、これに加えて「眼鏡の一部として利用するために、半完成品のレンズを光学補正能力のある完成品の眼鏡用眼科用レンズに表面加工する」または「利用者の視覚の改善と保護のために適切なコーティング処理を行う」のいずれかの作業を含む場合も、原産品として扱うことができる。また、「レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品」(9002)については、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の 50%を超えないことが要件となる。

⑤ 医薬品 (第 30 類)

任意の関税番号の材料を使用する場合において、原産品として扱うことができる。ただし、「医薬品(混合し、または混合していない物品からなる治療用または予防用で、投与量にしたもの、または小売り用の形状もしくは包装にしたもの)」(3004)については、当該製品の関税番号に該

当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の70%を超えない場合は、原産品として扱うことができる。

⑥ 有機化学品（第29類）・各種の化学工業生産品（第38類）

有機化学品、各種の化学工業生産品とも、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合（ただし、同じ関税番号の非原産品も、その総価値が最終製品の工場渡し価格の20%を超えない範囲で使用できる）、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が最終製品の50%を超えない場合は、原産品として扱うことができる。

⑦ 衣類・衣類付属品（第61・62類）

衣類・衣類付属品は、以下の工程が含まれていることが原産品としての要件となる。なお、ベトナムで作業や加工を行うことを条件に、材料となる織物のうち、EUとFTAを締結している韓国で生産されたものはベトナム産と同等とみなされる。表19に、主要な品目の原産地規則の基準を示す。

表19：衣類品の一部品目の原産地規則の基準

品目	原産品と認められる作業・工程
メリヤス編みやクロセ編みの衣類・衣類付属品(61類)：メリヤス編みかクロセ編みの織物2つ以上を縫い合わせるか作るもの	編み込み、および裁断を含む縫製を行うこと。
上記以外のもの	編み込みとともに、天然繊維か人造繊維の紡糸、または人造繊維の長繊維系の押し出しがあること。または、編み込みとともに、天然繊維の糸染めを行うこと。
メリヤス編みやクロセ編み以外の衣類・衣類付属品(62類)	裁断を含めた縫製とともに、製織を行うこと。または、2工程の準備または仕上げ作業とともに、縫製前にプリントを行うこと(ただし、プリントされていない非原産の織物の価値が製品の工場渡し価格の47.5%を超えないこと)。
上記のうち、女性用・女子用・幼児用の衣類と幼児用の衣類付属品で刺繍したもの	裁断を含めた縫製とともに、製織を行うこと。または、刺繍していない織物を材料とする製品で、使用される刺繍していない非原産の織物の価値が製品の工場渡し価格の40%を超えないこと。

(出所)：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 -Annex 4-a

⑧ 靴製品（第64類）

関税番号HS6406に分類される、中敷きもしくはそれ以外の底の部品に取り付けられた甲を除く、すべての関税番号の材料を使用する場合、原産品として扱うことができる。なお履物の部分品は、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、原産品として扱うことができる。

⑨ 木材・木材製品（第44類）・木製家具（第94類）

木材・木材製品は、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の70%を超えない場合、原産品として扱うことができる。ただし、加工木材の品目によっては、「平削り、やすりがけ、または端部接合」の工程、「組み継ぎ、平削り、やすりがけ、または端部接合」の工程、「ビーデ

ィング加工またはモールディング加工」の工程を原産地で行うことが要件に含まれる。

木製家具は、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の70%を超えない場合、原産品として扱うことができる。

⑩ 革製品・帽子・傘など（第42・65・66類）

革製品、および傘やステッキなどは、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用する場合、もしくは、製造で使用されるすべての非原産の材料の総価値が、最終製品の工場渡し価格の70%を超えない場合、原産品として扱うことができる。帽子・帽子部分品は、当該製品の関税番号に該当しない材料を使用することが要件となる。

3. EU・ベトナム FTA の特色

(1) 投資家対国家の紛争解決（ISDS）手続き

投資家対国家の紛争解決（ISDS）手続きは、EVFTA の最終テキスト案の「第8章 サービス貿易、投資、電子商取引」¹⁷の中の「第II章 投資」¹⁸、「第3節 投資紛争の解決」に盛り込まれている。EU とベトナムの双方の投資家を保護するため、投資家保護と政府の規制する権利との適正なバランスを目指した制度となっている。

最大の特徴は、常設の独立した「投資裁判所（Investment Tribunal）」を設ける投資裁判所制度（ICS）を導入したことである。これにより投資家は、投資国の政府との間で紛争が発生した場合、第三国の国際的な仲裁機関ではなく、投資裁判所に提訴することができる。さらに投資裁判所の判断を不服とする場合、常設の控訴裁判所（Appeal Tribunal）への上訴が可能となる。この制度の主要点は以下の通りである。

- 投資裁判所は9名のメンバーで構成され、EU加盟国とベトナム、それ以外の第三国からそれぞれ3名ずつ指名される。メンバーの増員・減員を行う場合の人数は、3の倍数とする。メンバーの任期は4年間で、各メンバーには毎月、報酬が支払われる。
- 控訴裁判所は6名のメンバーで構成され、EU加盟国とベトナム、それ以外の第三国からそれぞれ2名ずつ指名される。メンバーの増員・減員を行う場合の人数は、3の倍数とする。メンバーの任期は4年間で、各メンバーには毎月、報酬が支払われる。

¹⁷ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Chapter 8: Trade in Services, Investment and E-Commerce – Section 3.Resolution of Investment Disputes, Annex I Mediation Mechanism for investment disputes, Annex II Code of Conduct for Members of Tribunal, the Appeal Tribunal and Mediators, Annex IV Working Procedures for the Appeal Tribunal”
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154210.pdf

¹⁸ 現在公表されている最終テキスト案では、「第8章（Chapter 8）」の中に「第II章（Chapter II）」がある構成となっている。この「章」の重複は、正式な条約の文書では解消されるものと考えられる。

- 投資裁判所と控訴裁判所のメンバーは、国際法の専門知識を有しており、出身国において司法資格を保有する者か、法学者であることが条件となる。特に国際投資法や国際貿易法、国際投資・国際貿易で生じる紛争解決の専門知識を持つことが望ましい。メンバーは中立不偏で、いかなる政府とも関係があってはならない。各メンバーは協定の付属書にある「行動規約」に従わなければならない。
- 投資裁判所、および控訴裁判所は、適用される紛争解決ルールと協定に従った作業手続きを策定する。この作業手続きは、EU とベトナムの合意により、双方の代表者で構成される貿易委員会が採択する。
- 投資裁判所と控訴裁判所はともに、各提訴に対して EU 加盟国とベトナム、第三国出身のメンバーそれぞれ 1 人ずつからなる、3 名のグループで審理を行う。
- 控訴は、投資裁判所の判断が下されてから 90 日以内に行う。この期日を過ぎた場合、投資裁判所の判断が最終決定となる。
- 裁判で請求できるのは金銭的損害、および適用可能な利子、または収用された財産の返還で、投資裁判所と控訴裁判所は懲罰的な損害賠償の請求に対する判断は行わない。
- 投資裁判制度の悪用を防ぐため、明らかに根拠のない申し立ては即座に却下される。また、敗訴した側が手続きの費用を負担する原則を採用する。同じ係争事項について、他の仲裁機関や国内裁判所に同時に提訴することはできない。
- 投資裁判所、および控訴裁判所の最終決定は、執行されなければならない。国内の裁判所がこの決定の法的有効性に疑義を挟むことはできない。

(2) 農産品の地理的表示の保護

EVFTA の「第 12 章 知的財産権」には、農産品・食品・飲料の「地理的表示 (GI)」を保護する規定が盛り込まれた¹⁹。同章の付属書には、保護の対象となる GI のリストが掲載されており、EU の GI については 171 品目が加盟国別に列挙されている。一方、EU で保護の対象となるベトナムの GI のリストには、39 品目が掲載されている。ベトナム側の GI には、コーヒー、茶、果物、米、水産加工品などがある。

なお、EU 側のリストに含まれる、「アジアゴ」と「フォンティーナ」、「ゴルゴンゾーラ」、「フェタ」の各チーズと「シャンパン」の 5 品目の名称については、ベトナムですでに商標登録がされているなどの理由から、ベトナム国内での使用を制限しないことが明記された。このほか GI に関する規定の主要点は以下の通りである。

- 保護の対象となる GI のリストは、協議に基づき、EU とベトナムの双方が新たに品目を加えることができる。
- 保護されている GI を使って誤解を招くような製品を製造、包装、表示、販売、広告宣伝

¹⁹ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Chapter 12: Intellectual Property – Article 6 Geographical Indications”
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154223.%20institutional%20-%20GIs%206.5a3%206.11wg%20rev2%20-%20for%20publication.pdf

することを禁止するため、EU とベトナムの双方は国内法の整備、執行などを行う。

- EU とベトナムは、GI を含めた知的財産権に関する作業部会を設けて GI に関する規定の施行の監視、GI に関する双方の協力と対話の強化を行う。作業部会は EU とベトナムの代表者で構成される。

(3) 公共調達市場へのアクセス

EU とベトナムは、公共調達の透明性と公正な手続きの達成に向けて世界貿易機関（WTO）の「政府調達に関する協定（GPA）」に全面的に従った規律を採用することで合意した。その内容は、EVFTA の「第 9 章 政府調達」²⁰で規定され、EU 企業のベトナム公共調達市場へのアクセスが確保された。ベトナムは GPA の加盟国ではなくオブザーバー国にとどまっているため、EU 側はこの規定を大きな成果としている。

協定の第 9 章の付属書²¹では、公共調達でベトナム企業が入札に参加できる EU と EU 加盟国の公共機関、欧州企業が入札に参加できるベトナムの公共機関を列挙している。また、双方で適用される調達契約の最低基準額も明示している（表 20・表 21 参照）。ベトナムには、開発途上国の待遇が適用され、最低基準額は協定の発効から 15 年後まで 5 年ごとに段階的に引き下げられ、16 年目から中央政府機関については、EU 側の基準額と並ぶことになる。ベトナム側は、物品では医薬品の購入、サービスではコンピューター関連サービスも対象とし、ほぼすべての建設サービスも開放する。EU とベトナムで対象となる公共機関と最低基準額は、それぞれ以下の通り。

EU 側

- 中央政府機関：EU の機関〔EU 理事会、欧州委員会、欧州対外行動庁（EEAS）〕、および EU 加盟 28 カ国の中央政府機関
- 地方政府機関：EU 加盟国内の主要都市の地方政府機関、公共の教育・医療・研究機関など
- その他の機関：EU 加盟国内の送電・配電の関連機関・企業、鉄道サービス分野の契約機関・企業

ベトナム側

- 中央政府機関：中央政府の全省庁（保健省が購入する全医薬品も対象）、ベトナム社会保険庁、政府監察局、少数民族問題委員会

²⁰ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Chapter 9: Government Procurement” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154216.pdf

²¹ “EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Annex 9-b: Government procurement – the EU’s market access offer”

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154218.pdf

“EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 –Annex 9-c: Government procurement – Vietnam’s market access offer”

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/february/tradoc_154219.1.2016%20-%20for%20publication.pdf

- 地方政府機関：ホーチミン市とハノイ市の2つの地方自治体（両市の公共調達額はベトナムの地方政府機関の全調達額の約半分を占める。両市が購入する全医薬品も対象）
- その他の機関：ベトナム電力公社（EVN：電力の送配電）、ベトナム鉄道公社（VNR）、保健省管轄の34カ所の公共病院（医薬品も対象）、ベトナム国立大学ハノイ校とベトナム国立大学ホーチミン市校の2大学、ホーチミン国家政治学院（HCMA）、ベトナム社会科学学院（VASS）、ベトナム科学技術アカデミー（VAST）の3研究機関

表 20：EU で公共調達契約に適用される最低基準額

（単位：SDR=特別引出権）

機関	物品供給	サービス提供	建設サービス
EU 機関・加盟各国の中央政府機関	130,000	130,000	5,000,000
加盟各国の地方政府機関	200,000	200,000	5,000,000
加盟各国のその他の機関（公益事業企業）	400,000	400,000	5,000,000

（注）：SDR1=1.35333 ドル=1.27348 ユーロ（2016年12月1日）

（出所）：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 9-b: Government procurement - the EU's market access offer

表 21：ベトナムで公共調達契約に適用される基準額

（単位：SDR=特別引出権）

機関	調達内容	協定発効時から5年目	6年目～10年目	11年目～15年目	16年目以降
中央政府機関	物品・サービス	1,500,000	1,000,000	500,000	130,000
	建設	40,000,000	20,000,000	10,000,000	5,000,000
地方政府機関	物品・サービス	3,000,000	2,000,000	1,500,000	1,000,000
	建設	40,000,000	25,000,000	20,000,000	15,000,000
その他の機関	物品・サービス	3,000,000	2,000,000	1,500,000	1,000,000
	建設	40,000,000	25,000,000	20,000,000	15,000,000

（注）：SDR1=1.35333 ドル=1.27348 ユーロ（2016年12月1日）

（出所）：EU-Vietnam Free Trade Agreement: Agreed text as of January 2016 - Annex 9-c: Government procurement - Vietnam's market access offer

(4) 産業団体の見解

2015年8月の大筋合意の時点、および2016年2月に欧州委員会がEVFTAの最終テキスト案を公表した時点で、EU内では主に以下のような産業団体が見解を表明している。

① 欧州外国貿易協会（FTA: Foreign Trade Association）

FTAは、欧州委員会が2016年2月に公表したEVFTAの最終テキスト案について文書²²を公表し、協定の内容を解説するとともに見解を示した。特に市場アクセスについては、以下の2つ

²² “FTA insight on the EU-Vietnam free trade agreement” FTA, February 2016

<http://www.fta-intl.org/sites/default/files/FTA%20Insight%20-%20EU-Vietnam%20trade%20agreement%200.pdf>

の欠点があると指摘している。

- 一部の EU 側のセンシティブな品目に対して、関税撤廃まで最大で 10 年間の移行期間が設けられている。このため、欧州の革靴の輸入企業など多くの事業者は、協定による恩恵を得られるまで長い期間待たなければならない。
- 繊維製品の原産地規則が厳しく、現代のグローバルなバリューチェーンを考慮していない。ベトナムは材料や部品を輸入に大きく依存しているため、関税引き下げ・撤廃の資格を得るには、国内で独自の生産チェーンを構築する必要がある。このため、協定の恩恵が現実のものとなるのは、何年も先になる。

② 欧州製薬産業連合会（EFPIA: European Federation of Pharmaceutical Industries and Associations）

EFPIA は欧州委員会が最終テキスト案を公表した 2016 年 2 月初めに、ベトナムとの FTA を歓迎する声明²³を発表した。欧州の医薬品産業にとって輸出で大きな機会となること、ベトナムで公平な競争環境の下に事業を展開でき、特に公共調達についてはベトナムに投資する外国企業にとって公平な競争水準を創り出すと強調している。また、ベトナム側が知的財産権に対して高水準の保護を約束したことも歓迎している。この協定によりベトナムでイノベーションが進むとともに、ベトナムの医療制度が強化されると指摘している。

③ 欧州スポーツ用品産業連盟（FESI: Federation of the European Sporting Goods Industry）

FESI は 2016 年 2 月初め、欧州委員会が EVFTA の最終テキスト案を公表したのを受けて声明²⁴を発表した。協定の内容について、大半の靴製品の関税が即時に撤廃されるとともに、革製スポーツシューズの関税撤廃も加速されると歓迎し、早期の発効プロセスを支持すると表明している。成長するベトナム市場が EU のスポーツ用品業界にとっては魅力的な輸出市場になるとともに、ベトナムはスポーツシューズやスポーツ用衣類、スポーツ付属品といったスポーツ用品では、世界的に上位に入る調達国であることの重要性も指摘している。

④ 欧州ワイン生産者協議会（CEEV: Comité Européen des Entreprises Vins）

CEEV は 2015 年 8 月初めに、EU とベトナムが FTA で大筋合意に達したことを受けて、これを歓迎する声明²⁵を発表した。協定により EU のワインにとってはベトナム市場へのアクセスが大きく改善されることを指摘する一方で、ワインに対する 50%の関税が完全に撤廃されるまで 7 年間の期間が設けられたことに言及した。ただし、地理的表示（GI）の規定が設けられたことについては、GI を保護していない他の地域との協議にとっては明るい材料になると歓迎している。

²³ “Vietnam Free Trade Agreement Will Boost Access to Medicines” EFPIA, 3 February 2016

<http://www.efpia.eu/mediaroom/321/43/Vietnam-Free-Trade-Agreement-Will-Boost-Access-to-Medicines>

²⁴ “EU-Vietnam FTA: FESI applauds the renewed agreement” FESI, 5 February 2016

<http://www.fesi-sport.org/content/press-release-eu-vietnam-fta-fesi-applauds-renewed-agreement>

²⁵ “EU-Vietnam FTA: Improving wine exports for EU growth” CEEV, 4 August 2015

<http://www.ceev.eu/news-events-press-releases/press-releases/item/574-eu-vietnam-fta-improving-wine-exports-for-eu-growth>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160106>

EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）による
関税引き下げの見通しと主要点

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel.03-3582-5569

禁無断転載